

令和3年3月1日から、自立支援医療 (精神通院)の再認定(継続)手続き が通常どおりになります。

【新型コロナウイルス感染症に関する特例の終了】

令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間の満了する方を対象にした、有効期間の1年延長の特例が終了します。

お手元の受給者証の有効期間の満了日が令和3年3月31日以降になっている方は、再認定(継続)の申請をするためには、通常の申請手続きが必要になります。

- 有効期間の満了日の3か月前から再認定(継続)の手続きができます。
- 受給者証に記載されている「支給要件の確認方法」を確認していただき、ここに「医療用2年目」または「手帳用2年目」と記載されている場合には、申請の際に診断書が必要になります。
- 「支給要件の確認方法」に「手帳で新規」と記載されている場合には、手帳の更新が必要な方については、これと併せて自立支援医療(精神通院)の再認定申請をしていただく必要がありますので、御留意ください。

お問い合わせ先

千葉県精神保健福祉センター審査課	043-263-3924
または	
白井市役所 福祉部 障害福祉課	047-497-3483